

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月1日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和元年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

住民訴訟賠償金収入状況（契約課）

督促手数料収入状況（納税課）

市税過年度還付金支出状況（納税課）

文化会館使用料収入状況（文化スポーツ課）

道路占用料収入状況（建設総務課）

境界明示手数料収入状況（建設総務課）

中学校施設使用料収入状況（教育総務課）

複写機使用料収入状況（中央図書館）

図書館資料提供費支出状況（中央図書館、東宇治図書館）

（文化スポーツ課及び教育総務課の監査対象事務は、令和元年度の定期監査当時、文化自治振興課及び生涯学習課がそれぞれ所管していた事務である。）

第3 監査の着眼点

令和元年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告書のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年9月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年10月19日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、残念ながら、下記のとおり一部に措置状況報告書に記載され

た措置が講じられていない所属が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見受けられなかったものについては、次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 総務部契約課

(1) 住民訴訟賠償金収入状況について

令和元年度の定期監査において、債権回収の遅れが見受けられた。今後は、必要な手続及び事務処理を進められ、早急に債権回収されることを求めると指摘した。

これに対し、契約課からは改めて請求を行うという業者選定委員会の決定に基づき、債権整理に向けて、各業者に対し方針の通知を進めているとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、債権整理に向け鋭意取り組まれていることが確認できた。

2 総務部納税課

(1) 督促手数料収入状況について

令和元年度の定期監査において、督促手数料の滞納繰越分の調定期期に不備が見受けられたと指摘した。

これに対し、納税課からは督促手数料の滞納繰越分は例年、一括して調定していたが、今後以降は前々年度以前分と前年度分をそれぞれ適正な時期（4月及び6月）に調定ができるよう、現在その準備として区分して整理を行っているとの報告があった。

今回、随時監査を行い、適正な時期に調定が行われていることが確認できた。

(2) 市税過年度還付金支出状況について

市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に支払われているが、令和元年度の定期監査において、平成28年度の定期監査に引き続き、当該資金の精算に遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、納税課からは過年度還付金の前渡資金については毎月精算を基本に、より一層速やかな精算を行えるよう事務改善を行ったとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、精算の遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。

3 産業地域振興部文化スポーツ課

(1) 文化会館使用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、文化会館使用料について、調定及び市への入金の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、文化自治振興課（現在は文化スポーツ課が所管）からは受託者より提出のあった「使用料収入状況報告書」等を当課において速やかに確認した上で調定するとともに、入金の遅れについては、受託者に早期の入金を徹底するよう指導したとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、調定の遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。また、入金の遅れについても改善されていることが確認できた。

4 建設部建設総務課

(1) 道路占用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、平成 28 年度の定期監査に引き続き、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納付されないことがあると指摘した。

これに対し、建設総務課からは占用料が納期限までに納付されていないことについては、納期限までに納付がなされていない占用者に対し、電話や訪問による納付依頼の実施、また、督促状を送付するなど、納期限内に納付されるよう事務の改善を行ったとの報告があった。

今回、随時監査を行い、納期限までに納付されない占用者に対し、適切な時期に納付指導や督促状の発送が行われ、適正に処理されていることが確認できた。

(2) 境界明示等手数料収入状況について

令和元年度の定期監査において、平成 28 年度の定期監査に引き続き、手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられると指摘した。

これに対し、建設総務課からは課窓口で支払いを受けた手数料収入に関して、指定金融機関へ払い込む時期が遅れないよう、伝票作成及び入金を日常の業務スケジュールに組み込み、確認することとする見直しを行ったとの報告があった。

今回、随時監査を行ったところ、指定金融機関への払込みの時期に遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。

5 教育部教育総務課

(1) 中学校施設使用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、学校施設使用条例等に基づく事務処理が行われていないと指摘した。

これに対し、生涯学習課（現在、教育総務課が所管）からは使用料の算定誤りについては、指導・是正するとともに、差額を収納した。また、学校体育施設の使用手続については、本事業の委託先である各開放校の運営委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対して、適正な事務処理について、新年度（令和2年度）に、文書により通知を行い改善が図られるよう要請を行う予定としている。さらに、適正な事務処理を図ることができるよう、書類等の見直し等に向けた研究検討を進めるとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったものの、依然として同様の状況が散見されるとともに、新たに使用料を還付せず別月に振り替える等の事例も見受けられた。

適正な事務の執行のため、早急に改善を図られるよう強く求める。

6 教育委員会中央図書館

(1) 複写機使用料収入状況について

令和元年度の定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、中央図書館からは複写機使用料の収入金に係る調定の遅れについては、調定処理を半月に1回行うこととし、速やかに指定金融機関に入金することとしたとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったところ、調定の遅れは見受けられず、改善されていることが確認できた。

(2) 図書館資料提供費支出状況について

令和元年度の定期監査において、支出負担行為の重複が見受けられたと指摘した。

これに対し、中央図書館からは支出負担行為の重複については、重複した支出負担行為を取消して是正をした。また、今後の改善を図るため、1回の支出負担行為により複数回に分けて支出命令を行う新聞代金等の案件を事務引継書に記載するとともに職場内でその旨を共有したとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったところ、支出負担行為の重複については見受けられなかったものの、支出負担行為の遅れが複数見受けられた。

今後は、適正な事務の執行に努められたい。

7 教育委員会東宇治図書館

(1) 図書館資料提供費支出状況について

令和元年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、東宇治図書館からは支出負担行為にかかる事務処理をより適切な時期に行うよう見直し今後の改善を図ることとし、その旨を職場内で共有するとともに事務引継書に記載したとの報告を受けた。

今回、随時監査を行ったところ、支出負担行為の遅れが1件見受けられた。

今後は、適正な事務の執行に努められたい。